

◆平成 20 年度 厚生労働省関係予算要望事項

日本臨床心理士会  
会長 河合 隼雄

【厚生関係】

1. 医療機関において、子どもの心理面の発達相談を行った場合に診療報酬の対象に

小児科や児童精神科・精神神経科において、保護者や子どもが継続的な発達相談の機会を保障されるよう診療報酬制度の改定をお願いします。

2. 地域の子育て支援の場に、発達の問題に対応できる臨床心理職の必置

発達のグレーゾーンを含む発達相談の場として、全国の市町村の児童家庭相談担当課及びその実施機関（例子ども家庭支援センター、家庭児童相談室など）に発達支援のための臨床心理職が必要です。

3. 児童養護施設などに、発達に関する専門職の必置

養護困難等により発達障害児が多く入所している、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設に、発達支援のための臨床心理職が必要です。

4. 早期発見・対応のために乳幼児健診と事後指導に、臨床心理職の配置

母子保健における最初の発見と対応時に引き続き、保護者への心理的サポートや子どもへの連続的発達支援が必要です。

5. 保育園の保育カウンセラーを充実し、臨床心理職の起用を

幼児期の適切な発達保障と保護者支援、学童期への連携等のために、臨床心理職による保育カウンセラーの配置、巡回相談の制度などを充実してください。

6. 児童デイサービスの制度を充実

「児童デイサービス」は、就学前幼児に限らず、高校生に至るまで活用できる制度をお願いします。

【労働関係】

1. 発達障害者の就労に向けて、ハローワークや職業訓練校などの就労支援の場に、発達に関する臨床心理職の必置

発達障害者の就労相談や職業訓練の場、ニート/フリーターの就労支援対策に発達障害を専門とする臨床心理職が必要です。

**1. 全小学校にスクールカウンセラーを配置し、臨床心理職の起用を**

小学校期における障害児支援と保護者支援、教員支援は発達障害支援のライフステージ上で極めて重要であり、それへのスクールカウンセラーの参加が必要です。

**2. 幼稚園の保育カウンセラーを充実し、臨床心理職の起用を**

幼児期の適切な発達を保障し、幼児期から学童期への移行と連携をスムーズにするために、幼稚園における保育カウンセラーを充実してください。

**3. 市町村の適応指導教室に臨床心理職の配置**

不登校に陥った発達障害児が適応教室で支援を受けています。いじめなどのトラウマや障害により集団適応の困難を抱えており、臨床心理職の支援が望まれます。

**4. 発達障害児の支援に関して、教育センター及び教育相談室の機能の活用**

市区町村にある教育相談部門の臨床心理職は、従前から診断機能とともに個別の相談と学校支援を行ってきた実績があり、その活用をお願いします。